

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係について

○「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の内容や法令につきましては、下記の経済産業省(ガス安全室)のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/index.html

○「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく、各種申請や届出の窓口は、本社事業所の所在する市町村を管轄する各総合振興局及び振興局産業振興部商工労働観光課です。小樽市内の事業所は後志総合振興局小樽商工労働事務所となります。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/gyosei/shicho/index.htm>

なお、札幌市内のみに事業所を置く事業者については、札幌市消防局予防部指導課が窓口です。

<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/gas/lpg/jiko-boushi.html>

○ 液化石油ガス設備士の詳細につきましては、高圧ガス保安協会のホームページをご覧ください。

http://www.khk.or.jp/activities/regalexamination_course/regal_examination/certificate_issue.html

○都市ガスなど、ガス事業法に関する窓口は、経済産業省北海道経済産業局又は同省北海道産業保安監督部です(どちらも代表電話番号は011 - 709 - 2311です)。

経済産業局はこちらから

http://www.hkd.meti.go.jp/information/sigen_energy/index.htm

産業保安監督部はこちらから

<http://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/>